

改正案

現行

<p>（公認会計士又は監査法人と被監査会社との特別の利害関係） 第二条（略） 2 法第九十三條の二第二項に規定する監査法人の特別の利害関係とは、次の各号の一に該当する場合における関係をいう。ただし、第七号から第十号までについては、連結財務諸表等の監査証明に関する場合に限る。 一〜八（略） 九 監査法人の社員のうちに、被監査会社の持分法適用会社の取締役、執行役、監査役若しくは使用人である者がある場合又は被監査会社の連結子会社若しくは持分法適用会社との間に、公認会計士法施行令第八条第五号に掲げる関係を有する者がある場合 十（略）</p>	<p>（公認会計士又は監査法人と被監査会社との特別の利害関係） 第二条（略） 2 法第九十三條の二第二項に規定する監査法人の特別の利害関係とは、次の各号の一に該当する場合における関係をいう。ただし、第七号から第十号までについては、連結財務諸表等の監査証明に関する場合に限る。 一〜八（略） 九 監査法人の社員のうちに、被監査会社の持分法適用会社の取締役、監査役若しくは使用人である者がある場合又は被監査会社の連結子会社若しくは持分法適用会社との間に、公認会計士法施行令第八条第五号に掲げる関係を有する者がある場合 十（略）</p>
--	--